

昭和期における埼玉県商品陳列所の経済活動

小松 邦彦

はじめに

埼玉県商品陳列所（以下、商品陳列所と略す）は、県の殖産興業施策のために設置された埼玉県の一機関である。大正期から昭和期にかけて様々な事業を行い、県内の商工業の振興に貢献してきた。

商品陳列所に関する先行研究は非常に少ない。『埼玉県行政史』¹⁾には商品陳列所の前身である物産陳列館を中心に、建設時から大正期にかけての活動が紹介されている。しかし、昭和期の活動に関して、その記述は皆無である。また、橋本栄氏²⁾は昭和期における商品陳列所の活動、特に県外活動について紹介し、商品陳列所における県外活動の重要性を説いた。さらに、他県における商品陳列所の先行研究については管見ではほとんど見当たらないのが現状である。

そこで本稿では、商品陳列所の設置及び廃止の過程を再検討し、『埼玉県行政史』で取り上げられることの無かった昭和期における商品陳列所の活動を検討していく。

この課題を解決するための主な史料として、当館が所蔵している商品陳列所作成の文書を使用していく。商品陳列所作成の文書は「歴史的資料」³⁾中に六十九点現存しており、その一覧は表1の通りである。本論に入る前に、この文書群について少し説明しておこうと思う。

この文書群は昭和元年（一九二六）から同五年にかけて商品陳列所が作成したもので、内容に則すと、「陳列会、博覧会」、「往復書類綴」、「報告簿、事件処理簿、日報」、「日誌」、「台帳」に分けることが出来る。また、これらの文書は当時の商品陳列所の諸活動が詳細に記録されている一方で、対象期間が昭和期に限られているという問題点を抱えている。このような背景からも、本稿が昭和期を中心とした考察となっていることを先に申し上げておく。

一 商品陳列所の設置

まずは商品陳列所の設置過程をみてみよう。物産陳列館は商品陳列所の前身組織の為、物産陳列館の設置過程もあわせて検討していく。物産陳列館の建設が決定したのは明治四十四年（一九一一）十二月の通常県会であった。大正元年（一九一二）度予算に建設費として一七、一三八円が充てられ、浦和町（現さいたま市浦和区）の調宮公園（調神社隣接地）内への建設が決定された。物産陳列館の建設は明治三十年代から全国的に行われており、博覧会、共進会の開催や参加に対する関心が県内でも高まっている時期であった。

大正三年十一月十三日に「物産陳列館規則」、同月十七日に「物産

陳列館職制⁴⁾が制定され、同年十二月十一日に開館を迎えた。敷地は三、八六六m、本館は木造二階建てスレート葺き、付属建物には木造平屋スレート葺きの小使室及び便所、木造平屋建ての渡り廊下があった。本館一階には農産品、铸件、農具、工芸品が、二階には織物、学術教育の参考品が陳列された。

「物産陳列館規則」及び「職制」をみてみると、館の職員として館長、主事、書記が設置され、産業の発展を図ることが館の目的に挙げられている。また、業務内容として、①本県の物産の陳列及び公衆への縦覧②内外国品の陳列及び公衆への縦覧③商品販売の委託④県内外での巡回陳列⑤陳列品の貸与及び分与⑥産業に関する図書の蒐集、閲覧、貸与⑦産業に関する調査⑧陳列品の通商紹介⑨本県産業の改良発展に必要な事項、が挙げられており、県民に対する県内外の物産の陳列及び紹介が主要業務であったと考えられる。さらに、諮問機関として評議員会が設置された。評議員は各同業組合長、農会長から選任された⁵⁾。

物産陳列館への来観者数は開館当初順調であったが、その後は年々減少していくこととなる。大正五年十一月二十日の通常県会では、大正六年度物産陳列館費三、四二二円の原案に対して、現況をみてみると出品点数が少なく成績も振るわないことを理由に、一、四三三四円へ大幅に減額修正された。この額は前年度と比べて三六、五%減であった。この状況に対して県は、大正六年六月に出品人だけで構成する「埼玉県物産陳列館出品協会」を発足し、出品物の改善及び紹介、来観者の勧誘、陳列・装飾の改善を行った。また、大正七年一月には県が出品協議会を設立し、出品物の質及び量の充実、展示会への出品幹

昭和期における埼玉県商品陳列所の経済活動（小松）

旋、国外市場の開拓が行われ、物産陳列館は危機を脱することとなる。このような経緯を経た物産陳列館の後身組織として商品陳列所が設置されることとなる。

大正九年四月二十三日、農商務省が省令第四号「道府県市立商品陳列所規程」を制定する。農商務省は陳列所の設置奨励を行うと共に、陳列所の設置及び廃止の際には農商務大臣の承認を必要とし、さらに陳列所の毎年度の予算と業務成績の農商務大臣への報告を義務付けた。

埼玉県においては、農商務大臣の認可を受け、大正十年三月十八日に「埼玉県商品陳列所規程」と「埼玉県商品陳列所処務規程」が制定され⁶⁾、物産陳列館が商品陳列所へと改称された。所職員として所長、主事、主事補、技師が置かれ、商工課長が所長に就任した。また、引き続き評議員会が諮問機関として設置された（表2、3、4）。

表2 埼玉県商品陳列所職員一覧

(昭和5年1月)

役職名	氏名
所長事務取扱(商工課長)	柴山 博
商工主事	飯島 太二
商工主事補	大武 邦治
同	浅川 光平
商工技手(商工課兼務)	竹内 涉
雇	柵山 馬次郎
同	山路 美佐
同	森 イツ
同	宮野 アキノ
同	今井 とみ
小使	藤波 留吉

埼玉県行政文書 A1210「往復書類綴」より作成

表3 商品陳列所評議員一覧 (大正10年3月23日)

職名	嘱															託															任命				
	浦和商工会長	埼玉味噌醸造組合長	川越菓子商組合長	鴻巣雑玩具商組合長	埼玉県酒造組合長	埼玉県茶業組合聯合会議所会頭	川越商業會議所会頭	埼玉県製水同業組合組長	埼玉県児玉郡繭糸同業組合組長	埼玉県児玉郡繭糸同業組合副組長	武州西川材木商同業組合組長	埼玉県蚕種同業組合組長	埼玉県比企郡果実同業組合組長	埼玉植物商同業組合副組長	児玉郡織物同業組合組長	埼玉足袋底同業組合組長	埼玉甘藷商同業組合組長	大里絹織物同業組合組長	埼玉木炭同業組合組長	川口鋳物同業組合組長	埼玉製糸同業組合組長	埼玉真田麻玉同業組合組長	武州本場絹織物同業組合組長	武蔵絹織物同業組合組長	埼玉足袋同業組合組長	秩父絹織物同業組合組長	埼玉織物同業組合組長	埼玉木綿織物同業組合組長	武蔵織物同業組合組長	武蔵飛白同業組合組長	商品陳列所出品協会长	埼玉織物同業組合組長	埼玉織物同業組合聯合会組長	同産業技師	図案調整所長
松澤 兵義	田中 徳兵衛	山崎 嘉七	関口 磯五郎	北岡 文次郎	市村 高彦	綾部 利右衛門	横川 栄三郎	町田 梅次郎	久林 義一	佐藤 国義	北堀 勇之助	中田 源七	小林 演次郎	小池 長七	飯野 喜四郎	高田 惣五郎	松本 金太郎	永瀬 庄吉	網野 豊次郎	細谷 貞次郎	細井 長八	大河原 広作	橋本 喜助	大森 長次郎	横川 禎三	新木 新作	小林 藤吉	平岡 甚義	内野 佐兵衛	高山 俊吾	杉目 宗助	辰巳 一男	大塚 久次郎		

商工課「埼玉県商品陳列所評議員嘱託ノ件」(埼玉県行政文書 大1273「商工務部 雑款」文書番号13)より作成

表4 商品陳列所評議員一覧 (昭和4年)

職名	嘱															託															任命	
	浦和商工会長	川越商工会議所会頭	埼玉木炭同業組合組長	埼玉甘藷商同業組合組長	埼玉県醬油醸造組合組長	埼玉県酒造組合組長	埼玉県茶業組合聯合会議所会頭	岩槻雜玩具商組合組長	鴻巣雜玩具商組合組長	埼玉製水同業組合組長	川口鋳物同業組合組長	川越箆筒同業組合組長	行田足袋同業組合組長	熊谷染色業組合組長	越生絹織物同業組合組長	大里絹織物同業組合組長	武州本場絹織物同業組合組長	所沢飛白同業組合組長	武州織物同業組合組長	埼玉織物同業組合組長	埼玉織物同業組合組長	所沢織物同業組合組長	飯能織物同業組合組長	秩父絹織物同業組合組長	埼玉県商工技師	埼玉県勸業技師	埼玉県川越工業試験場長	埼玉県熊谷工業試験場長				
磯次郎	永瀬 嘉七衛門	齋藤 茂八	田中 榮三部	綾部 利右衛門	松本 金太郎	飯野 喜四郎	田中 徳兵衛	北野 正兵衛	秋笹 重吉	市村 高彦	齋藤 淺五郎	關口 禎吉	横川 良造	浅倉 米吉	高橋 喜代三郎	渡邊 國太郎	栗原 勘次郎	高田 良平	横川 重次	倉片 甲太郎	富永 吉一	矢作 八藏	新木 新作	平岡 兼吉	大河原 廣作	坂本 宗太郎	服部 熊次郎	杉目 宗助	辰巳 一男	原 三郎		

埼玉県商品陳列所作成「埼玉県商品陳列所要覧(昭和4年事業概況)」(当館収蔵 日本煉瓦製造株式会社文書197)より作成

また、「埼玉県商品陳列所要覽」⁷⁾によると、商品陳列所の目的は物産陳列館と同じく産業の発展を図ることとされたが、そのために「商品ノ見本展示商品ノ試売商取引ニ関スル調査、紹介、講習、講話、競争見本品ノ展示商取引ノ改善」に努めることが新しく掲げられた。「縦覧」から「商取引ノ改善」へ所務の重点が移行した理由は、商品陳列所の方針が物産陳列所のそれから変化したためである。「本県ノ如キハ帝都ニ近キ關係上展示ヲ以テ改良ヲ促スカ如キ或ル觀方ニヨル産業博物館的靜的施設ハ從タルモノニシテ積極的ニ進出手段ヲ以テ商取引ノ紹介販路ノ擴張ヲ図リ各需要地氣分ヲ味ヒテ改良ヲ促スノ方針ヲ採」る必要があるとして、「商取引ノ紹介販路ノ擴張」に力を入れた業務内容へと移行していったのである。それは業務内容にも反映されており、①商品の見本及び参考品の陳列、展示②商品の試売③産業に関する調査④商取引に関する紹介⑤参考図書等の発行蒐集及び展示⑥商品広告の研究⑦陳列品の貸与及び分与⑧商品見本及び参考品の巡回陳列⑨展示会共進会の開催⑩県内生産品の県外陳列⑪産業の改良発展に必要な事項、とされ、⑥、⑨、⑩の項目が新しく追加された。

所等が主催した展覧会へ県産品を紹介、出品、販売するというものである。表5は埼玉県が参加した陳列会及び展覧会一覧をまとめたもので、一年を通して全国各地の陳列会や展覧会に参加していたことがわかる。また、日本国内だけでなく、諸外国とも展覧会等の交流を行っていた⁸⁾。出品物としては岩槻町（現さいたま市岩槻区）や鴻巣市（現鴻巣市）の雛玩具が一番多く、次いで川越市や幸手町（現幸手市）、熊谷町（現熊谷市）の菓子類、秩父町（現秩父市）を中心とした織物が紹介された。また、出品方法は大きく二つあり、一つ目として業者による申告制（業者↓商品陳列所↓開催地）が、二つ目として商品陳列所からの推薦・紹介制（開催地↓商品陳列所↓業者）がとられており、九割以上は推薦・紹介制で行われた。

次に物産紹介陳列会と巡回見本市の開催である（表6）。これは商品陳列所が主催となつて行うもので、当館が所蔵する文書を見る限りでは、物産紹介陳列会は大正五年（一九一六）から昭和四年（一九二九）にかけてほぼ毎年行われており計十五回、巡回見本市は昭和三年から四年にかけて計二回、一回目は旭川市・札幌市・小樽市で、二回目は釧路町（現釧路市）・帯広町（現帯広市）で行われた。では、これらほどのような目的があり行われたのであろうか。昭和三年に旭川市で開催された物産紹介陳列会と見本市を例にみてみよう。⁹⁾

二 商品陳列所による陳列会と巡回見本市

商品陳列所の主な県外活動として展覧会への参加と物産紹介陳列会及び巡回見本市の開催がある。

次にあげる文書は商品陳列所が旭川市へ送った会場借入願いである。少々長いが引用する。¹⁰⁾

まず展覧会への参加であるが、これは他県の商品陳列所や商工会議

発第八〇一号 昭和三年六月二十九日

所名

旭川商工会議所宛

表6 物産紹介陳列会一覧

開催回数	開催年月	開催場所
第1回	大正5年10月	東京市・白木屋呉服店
第2回	大正6年10月	仙台市・五城館
第3回	大正7年8月	札幌市・開道50年記念博覧会
第4回	大正8年3月	金沢市・市公会堂
第5回	大正8年9月	福岡市・市記念館
第6回	大正9年10月	松江市・島根県商品陳列所
第7回	大正10年11月	高松市・香川県公会堂
第8回	大正12年3月	福島県若松市(現会津若松市)・市公会堂
第9回	大正13年3月	広島市・広島県立商品陳列所
第10回	大正13年7月	秋田市・商業会議所
第11回	大正14年8月	函館市・青森函館間貨車航送記念共進会
第12回	大正15年10月	和歌山市・和歌山県商品陳列所
第13回	昭和2年10月	仙台市・宮城県商品陳列所
第14回	昭和3年8月	旭川市・上川郡農会階上
第15回	昭和4年7月	釧路市・帯広町(現帯広市)

埼玉県商品陳列所「埼玉県商品陳列所要覧(昭和4年事業概況)」
(当館収蔵 日本煉瓦製造株式会社文書197)より作成

会場借入ニ関スル件

【中略】

記

一、見本市

- 1、会場 貴所階上(万一貴所階上御差支ノ場合ハ広サ二十坪位ニシテ第二項物産紹介陳列会場ニ近接セルカ或ハ同一建設物内ノ適當ナル箇所借入方願上候)
- 2、会期 八月十一日午前十時ヨリ午後四時迄(外二前日午後

昭和期における埼玉県商品陳列所の経済活動(小松)

二、物産紹介陳列会

- 1、会場 貴所向側ニアル公設建物
但シ都合悪シキ時ハ一般公衆ノ出入ニ都合ヨキ適當ナル学校等ニテ広サ約四十坪(教室ナレバ二、三室)ノ室借入方御配慮相願度候
- 2、会期 自八月十一日陳列会(外ニ設備片付ノ為会義為各二日)至ッ十三日
毎日午前九時ヨリ午後四時迄一般需要者ニ特産品ノ宣伝販売ヲ行フ
- 3、借入期間 会場借入期間計七日間
- 4、方法 陳列会ハ一般公衆ニ即売売約ヲ為スモ全ク品類ヲ一般ニ紹介シ其声価ヲ宣伝スルヲ目的トシ御地販売業者ニ対スル顧慮上陳列品モ右種ニ亘リ其代表的ノモノノミ出品価格六千円程度ニ止メ其需要気分ノ助長ニヨリ見本市取引ノ方ニ充分ノ成果ヲ収メ度之レガ為メ公衆ニ公開スルニ先チ十日午後御地重ナル当業者ノ下見ヲ乞ヒ其ノ後懇談会ヲ催シ一応ノ了解ヲ得ル計画ニ候【後略】
- 3、方法 大量取引ノ永続ヲ主眼トシ貴地当業者ヲノミ案内シ本県旅商団ト見本ニヨリ商取引ヲ行ヒ素人ニハ公開セズ
- ヨリ準備ヲナス)

この文書を見ると、共に県内の特産品の紹介宣伝と販路拡張が目的であるとわかるが、双方には多少の違いがみられる。見本市は「大量取引ノ永續」が目的であり、「素人ニハ公開セズ」つまり「当業者」が対象となっている。それに対し、物産陳列会は「一般公衆ニ販売約ヲ為」し、また「一般ニ紹介シ其声価ヲ宣伝スルヲ目的」としている。こちらは「公衆」の購買力を刺激して埼玉県の生産者から開催地の仲買人、それから「公衆」へという流れを構築することが目的となっている。つまり、見本市は「当業者」向け、物産紹介陳列会は「公衆」向けに開催されたものであった。現に見本市においては出品者による旅商団が組織され、現地の当業者との大量取引を可能としていた。

旭川市で開催された物産紹介陳列会と巡回見本市は、飯島太二工主事による「本県の生産品は多く東京品の名のもとに御地へ移入されて居る状態でありすが物によつてはの方がよいものもありますが出来得べくんば御地の方々と直取引を願ひ度いのです【中略】今回の催しの要は本県物産の紹介と直取引開始のために外ならないのであります¹¹」というマスコミや関係者への挨拶から始まった。「今秋流行の魁宣伝と銘を打つて本場の品真価を周知せしむると共に価格に於ても中間商人の手を経ざる實際値段を紹介しやうといふ趣旨¹²」、「商品の見本市は従来行はれた通信販売の延長であつて即ち通信販売の進歩した商略である、最近関西方面の各種問屋は各地に出張して盛んに見本市を開催しているが何れも相当の効果を納めている、然し永續性を帯び、その組織的なる点に於て埼玉県商品陳列所主催の同県重要生産商品の見本市に比較するものがない¹³」と報道され、出品物は「羽がはえて飛ぶやうな売行¹⁴」を示し、盛況のうちに幕を閉じた。

これらの記事や毎年行われている物産紹介陳列会の後に見本市が行われ始めたことを踏まえて考えると、地方で行う陳列会自体はある一定の成果を挙げていたものの、それ自体が大きな商取引につながることは少なかったのではなからうか。その解決策として、商品陳列所は旅商団による「当業者」向けの見本市の開催を行ったと考えられる。旅商団の団員の推薦において「金壹千円以上ノ取引ヲナシ得ヘキ氣力ト資力トヲ有スルモノ¹⁵」という条件があることから、商品陳列所が見本市において相当量の取引が行なわれることを期待していたことがわかる。なお、この期待の裏には「歩合金」の納付の存在があることも看過できない点である¹⁶。

また、商品陳列所は昭和五年以降において国産品の使用奨励を行うこととなる。

昭和五年六月十七日、埼玉県公私経済緊縮委員会において「国産品使用奨励ニ関スル件¹⁸」が決定される。外国品の使用は「国内産業ノ発達ヲ阻害シ国際貸借ノ改善ヲ遷延¹⁷」させているため、「国産品愛用ノ急務ナリ」として、国産品の使用奨励運動が開始された。その運動の一つに国産品輸入品対比展覧会の開催が掲げられていた。

国産品輸入品対比展覧会は商工省が主催し、全国各地で行われた。埼玉県内では浦和町、川越市、熊谷町において開催されることとなる。この展覧会は、国産品愛用委員会の審査を通過した日本全国の優良な国産品を展示及び販売することで、輸入品の使用を減少させることが目的であった。浦和町で開催された展覧会には四方五千人¹⁹の来観者を記録し、大盛況のうちに閉会を迎えた。

国産品の使用奨励は浜口雄幸内閣下において行われた金解禁政策に対応するための政策であり、国民の意識改善のための政策として実施されたのである。

三 川口鑄物に関する商品陳列所の取り組み

表7は昭和三年（一九二八）一月から昭和五年十一月までの商品陳列所の月別状況報告をまとめたものである。この表からは「陳列品収受点数」、「陳列品試売高」及び「来観人員」が年々減少していることがわかる。この状況報告の項目に「考案実施指導数」、「図案申込件数」、「考案交付数」、「考案意匠指導数、意匠参考指導数」というものがある。これらの項目は、最新の流行を県産品に取り入れさせるために商品陳列所が生産者に対して図案の交付や指導を行ってきたことを示している。しかし、これらの活動の詳細な内容を報告した文書はほとんど見当たらない。唯一といってもよい報告書は川口鑄物製造業者とのやりとりに関するものである。この報告書を基に、県産品に対する商品陳列所の取り組みをみていく。

報告書によると、商品陳列所による川口町（現川口市）への出張訪問は昭和三年六月二十九日から昭和四年八月二十九日まで十八回行われた。出張はほぼ毎月行われ、担当者は商工技手であった竹内渉であった。

今では埼玉県の名産品として有名な川口鑄物であるが、当時の評価は「我川口鑄物製品ノ悪評販路ノ不振ハ識者ノ最モ憂フル」ものであり、その中でも鑄鉄瓶の評価は頗る悪く、「川口鉄瓶ハ全国津々浦々ニ至ル迄粗悪劣等品ヲ以テ聞エタリ」という状況であった。²⁰

このような状態の川口鑄物を改善させるため、商品陳列所は①意匠及び図案②製造方法③価格④仕上げ⑤制作能率研究に注意を払うことが必要であり、その中でも特に①意匠及び図案について積極的に指導していくことが必須であると考えていた。この考えが一つの成果として結びついたのが、蒲山工場で作成された電気スタンドであった。始まりは川口町の蒲山工場が昭和四年四月中旬に開催される商工省工芸品に出品するための電気スタンドの図案を商品陳列所へ相談したことであった。以下、日付を追いながら完成までの流れを示す。

二月六日：設計図を交付して作成を指導（写真1参照）

（台：鑄鉄製漆塗り仕上げ、傘：絹張日傘式、総見：純日本趣味）

二月二十七日：電気スタンドの花瓶型台が完成

赤及び黒の漆で塗装するように指導

三月二十七日：電気ソケットの付着に関して指導

四月十日：シェードを薄桃色地に日本絵具でスミレの花を描くように指導

に指導

電気スタンド完成²¹

竹内の報告書によると、「当業者モ意想外ノ出来栄エニテ大喜ビ」をし、「種々ニ工夫シテ広ク市井ニ送り出サント意気込ミ居レリ」とその時の様子を記している。この様子を見ていた竹内は、「之ガ出来セバ実用一点張りニテ意匠図案ニサシテ意ヲ用ヒザリシ観アル川口製品ニ一縷ノ進ミ得ベキ道ヲ見出セント同時ニ一般当業者ニ対スル意匠図案効果ノヨキ刺戟材料トナルベシ」と報告している。

表7 埼玉県商品陳列所別状況報告 (昭和3年1月から昭和5年11月まで)

	陳列品収受点数 (点)	部屋貸与 (件)	陳列品試買高 (点)	来観人員 (人)	調査紹介件数 (件)	陳列品説明件数 (件)	考案実施指導数 (件)	函案申込件数 (件)	函案交付数 (件)	考案意匠指導数 (件)	通信件数 (件)	
昭和3年	1月	1026	-	757	3265	8	5	5	4	-	239	
	2月	417	1	874	3548	9	8	5	56	-	395	
	3月	1036	1	1265	5160	8	18	5	7	40	239	
	4月	1077	-	1037	4910	6	10	0	3	4	680	
	5月	1791	1	1197	5575	5	13	-	1	1	280	
	6月	728	2	852	4070	15	9	-	18	9	19	
	7月	603	-	850	4195	4	5	-	10	10	13	
	8月	517	-	826	4030	6	5	-	15	15	0	
	9月	645	-	566	3300	5	3	-	6	10	295	
	10月	2602	-	798	5095	11	8	-	14	13	23	
	11月	19503	-	1936	12605	8	36	-	8	8	30	
	12月	1198	-	936	4790	3	13	-	7	4	20	
昭和4年	1月	830	-	741	3876	7	9	4	6	12	162	
	2月	675	-	808	4125	7	9	3	3	7	171	
	3月	1348	-	1703	5065	5	18	-	4	1	8	
	4月	911	-	1222	5225	8	13	-	4	4	15	
	5月	1227	-	1013	4440	8	13	-	5	3	14	
	6月	1077	-	624	3328	8	7	-	2	3	5	
	7月	887	-	610	3350	8	5	-	-	-	247	
	8月	1360	-	1054	3986	9	7	-	-	-	324	
	9月	3172	-	1632	8922	15	35	-	-	-	512	
	10月	1246	-	1066	3328	9	18	-	-	-	375	
	11月	476	-	687	2285	6	15	-	-	-	189	
	12月	1012	-	663	2553	21	6	-	-	-	367	
昭和5年	1月	742	-	1293	4815	16	9	-	-	-	270	
	2月	979	-	1027	5490	11	15	-	-	-	524	
	3月	1003	-	677	3350	12	8	-	-	-	1292	
	4月	540	-	648	3335	9	7	-	-	-	142	
	5月	527	-	587	2195	7	11	-	-	-	101	
	6月	1455	-	329	1658	7	8	-	-	-	922	
	7月	1363	-	751	3880	5	10	-	-	-	219	
	8月	669	-	811	4285	5	15	-	-	-	458	
	9月											
	10月											
	11月											

埼玉県行政文書 A1155・A1185・A1186・A1210・A1217「往復書類」より作成

補注 ・項目内の()は表内数字の単位を表す。
 ・一は報告書への記述無しを表す。
 ・斜線は報告書無しを表す。
 ・※は国産品輸入品対比展覧会の入場者数を表す。

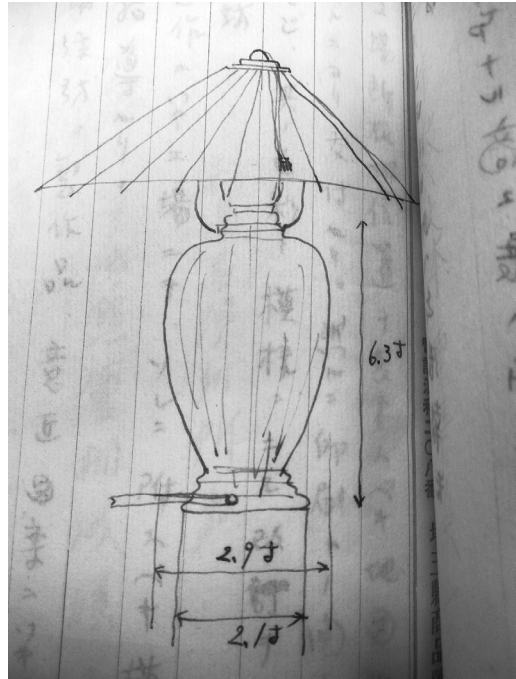


写真1 埼玉県商品陳列所が作成した電気スタンドの図案
埼玉県行政文書 A1185「往復文書綴」より転載

この件で手ごたえを得た商品陳列所は、川口鑄物の「意匠改良指導機関」として川口鑄物工芸会の設立運動を始める。川口町内の鑄物工場を毎月訪問して、「川口工芸会設立ノ要ヲ説キ製品ニツキカメテ工芸品化スベキコトヲ期ス様評説」して回った。ここでいう「工芸品化」とはどのようなものであったのだろうか。昭和四年六月に定められた「川口鑄物工芸会創立趣意書」にその内容が表されている。

川口鑄物工芸会創立趣意書

現時我川口鑄物製品ノ悪評販路ノ不振ハ識者ノ最モ憂フル所ニシテ速ニ之ガ救済ノ道ヲ講ジ以テ頽勢ヲ挽回セズレバ我川口鑄物ノ前進真ニ寒心ニ堪ヘザルモノアリ

昭和期における埼玉県商品陳列所の経済活動（小松）

惟フニ斯カル頽勢ヲ来セル原因ハ種々アルベシト雖モ要スルニ県下重要物産タル鑄物トシテ尚ホ且ツ国家ニ於ケル重要物産タル川口鑄物トシテ同業者互ニ自重シ權威アル製品ヲ造ラザルベカラザルニ徒ニ粗悪品ヲ造リ同業者相蠶ムノ醜状ヲ繰リ返シ居ルコト其最大原因ニシテ之ヲ展開セシニハ挙力一致製品ノ改善進歩ヲ図ルト共ニ新ナル特色ヲ有スル製品ヲ案出シ広く販路ヲ開拓スルノ外途ナキナリ今ヤ時代ハ意匠ト宣伝トノ世トナレリ我川口鑄物製品ハ時代順応ノ美術的ニシテ価格低廉ナル実用品ヲ製造セサルベカラズ徒ニ美術的ニ走ルハ不可ナリ実用一点張りニテハ到底万人ノ使用欲ヲソラザルコト言ヲ費スマデモナシ

欧米品ヲ徒ニ調仰スルワケニハアラザレドモ彼等ノ製品ハ極メテ卑近ナル物品ニモ趣味ノ津々タルモノアリテ吾人ニ思ハズ手ヲ出サセルハ之レ工業ト美術トノヨク結合セルガ為メナリ然ルニ一方製品ノ販売ニ於テ我川口鑄物製品ハ其販売方法ニ於テ屢行悩ムコト多シ我川口ハ鑄物生産地トシテ一団ヲナス結果吾人及地外者共ニ甚便利ニシテ各製品ノ共同宣伝広告試売等実施ニハ極メテ好都合ノコト多シ

之等ヨリシテ今日ノ急務ハ我川口鑄物製品ノ意匠改善発達ヲ図ルト共ニ其製品ノ宣伝広告ヲ盛ニセザルベカラズ斯クシテ我川口鑄物製品ガ美的ニシテ実用品且ツ使ヒヨク価格ハ低廉ナルニ至リ權威アル富メル我川口鑄物地ヲ更生スルニ至ルコトヲ期スベキナリ【後略】

商品陳列所は「今ヤ時代ハ意匠ト宣伝トノ世トナレリ」と分析して

いる。これまでのことを踏まえ、と、「意匠」とは製品のデザインを、「宣伝」とは広く伝え知らせることと考えられる。²²⁾その上で、「我川口 鑄物ガ美的ニシテ実用品且ツ使ヒヨク価格ハ低廉ナルニ至リ權威アル 富メル我川口鑄物地ヲ更生スルニ至ルコトヲ期スベキナリ」と今後の川口鑄物の進むべき道を表している。つまり、今までのような実用一点張りのものではなく、美的で実用的でかつ低価格であるという需要者の希望を反映させた製品を作っていくことが必要であると考え、指導を行っていたのである。

四 商品陳列所の廃止

開所から十一年目を迎えようとしていた昭和七年(一九三二)三月十日、商品陳列所を廃止する旨の告示案が提出され、同年三月三十一日をもって商品陳列所を廃止することが決定された。

商品陳列所の業務は、同年四月一日に埼玉会館別館内へ新たに設置された埼玉県物産紹介所に引き継がれた。また、商品陳列所の建物には、昭和八年六月十六日に副業指導所が設置され、副業品生産の指導、販売、斡旋等が行われた。

陳列会や見本市による一定以上の成果を挙げていた商品陳列所が廃止された理由はどのようなものであったのだろうか。昭和七年七月五日に商工大臣へ提出した「商品陳列所廃止並物産紹介所設置届」²³⁾にその理由が述べられている。

一、商品陳列所廃止事由

県下工業物産ノ宣伝紹介及販売斡旋ハ従来商品陳列所ヲ通シ

其ノ製産品ヲ蒐集陳列シテ被働的ニ之ヲ行ヒ併テ隨時県外需要地ニ向テ其ノ販路ヲ開拓スル為見本市又ハ宣伝会ヲ開催シ目的ノ遂行ニ努メ来リシモ地勢及交通ノ発達ハ取引方法ノ変化ヲ起シ殊ニ本県物産ノ特質上前者ノ方法ハ其ノ効果漸次薄弱ナラムトスル実状ニ在ルヲ以テ主トシテ移動的ノ施設方法ニ抛リ之ヲ実施スルノ最良ナルヲ認メタルノミナラス一面經費ノ異常ナル節約ヲ要スル折柄計リ比較的效果ノ揚ラサル方法ヲ廃スルノ止ナキニ逼ラレ商品陳列所ヲ廃止シ之ニ要シタル物的設備費ヲ節減スルト共ニ新ニ物産紹介所ヲ設置シテ専ラ県外ニ於テ施行スル販路ノ拡張ニ主力ヲ注キ之ニ伴フ事業經費ヲ増額シテ実施ニ便スルノ方策ヲ樹テタリ執リタルモノナリ

「地勢及交通ノ発達」に伴い商取引の方法が変化したことにより、蒐集や陳列の効果は「漸次薄弱」し、「移動的ノ施設方法」つまり陳列会や見本市等による積極的な販路拡張方法が最良な手段であると県は判断したのである。その上で、「販路ノ拡張ニ主力ヲ注ぐために「物的設備費」や「經費」の節減を行い、「事業經費」を増額するために商品陳列所を廃止することを決定したので。職務の特化は物産紹介所の事務内容にも表れている。物産紹介所の職務は①物産の取引に関する紹介、斡旋、調査、研究②物産の見本展示③商況の調査、通報④物産の製作に関する指導⑤物産の改良、販路拡張に必要な事項、の五点とされた。商品陳列所の職務に比べると、事務内容は半分以下になっており、より商取引に特化した内容となっている。

当時埼玉県政を担っていた山中恒三知事⁽²⁴⁾は政府の緊縮財政政策の下、埼玉県内の行財政整理を課題としていた。急務であった行財政の整理と昭和恐慌による長期的不況を解決するための政策として、商品陳列所の廃止および物産紹介所の設置は行われたのである。

おわりに

最後に物産紹介所のその後について少し触れておこうと思う。物産紹介所は昭和十二年（一九三七）四月二日に物産幹旋所へと改称された。幹旋所長には経済部長が、同次長には商工課長が就任した。物産紹介所まではトップに商工課長が就任していたのに対し、物産幹旋所からは経済部長が就任することとなり、物産幹旋所は県内における経済政策のための組織として重要視されていた。

本稿では数少ない史料を基に、商品陳列所の役割を検討してきた。商品陳列所は県内の産業発達の為に設置され、展示による改良と商取引の紹介、販路の拡張という目標の下に活動を行っていた。その具体的な活動として、物産紹介陳列会と巡回見本市の開催、川口鑄物への意匠指導を例に取り上げて、商品陳列所が県政の実情に則しながら、経済活動を行っていたことを明らかにしてきた。

一定以上の成果をあげていた商品陳列所であったが、埼玉県や消費地の地勢や交通の変化、展示による改良の効果の薄弱さ、物産紹介陳列会や巡回見本市による販路拡張事業への集中化、緊縮財政による行財政の整理等により商品陳列所は廃止され、販路拡張のための組織として物産紹介所が設置されたのである。

最後にいくつかの課題をあげておこうと思う。まずは本稿で取り扱

うことの出来なかつた各種台帳による詳細な活動の検討である。具体的な数値を示すことで、商品陳列所と県内経済活動の関係をより正確に把握できるであろう。次に、商工省や他県、諸外国とのかかわりである。史料の制約は多いが、恐慌対策や外資の獲得、国内貨幣の流出防止とのかかわりを検討するうえでこれらの点は看過できないと考える。

注

- (1) 埼玉県編『埼玉県行政史』第二巻、一九九〇年、埼玉県。
- (2) 橋本栄「埼玉県商品陳列所の県外活動」（埼玉県立文書館『文書館紀要』第十二号、一九九九年）。
- (3) 「歴史的資料」とは、埼玉県が作成した文書で保存年限を経過した文書のうち、郷土の歴史を伝える資料としての価値が高いと認め、当館で保存している文書である。
- (4) 大正三年十二月七日 勸業課作成「物産陳列館規則施行手続ノ件」（埼玉県行政文書 大五三六「商工務部 商工」件名番号四一）及び大正十年三月十八日 商工課作成「埼玉県商品陳列所規則制定ノ件」（埼玉県行政文書 大一二七三「商工務部 雑款」件名番号一一）。
- (5) 大正三年（一九一四）四月二十六日に第一回評議員会が開催された。
- (6) 注4と同じ。
- (7) 埼玉県商品陳列所作成「埼玉県商品陳列所要覧（昭和四年事業概況）」（当館収蔵 日本煉瓦製造株式会社文書一九七）。
- (8) 埼玉県行政文書 A一一五五・A一一八五・A一一八六・A二二一〇・A二二一七「往復書類綴」を見てみると、カイロやイスタンプール、ライプチヒ等でも商品販売や展示を行っていたことがわかるが、詳細な活動

報告は見当たらなかった。

- (9) 物産紹介陳列会及び巡回見本市に関する詳細な文書は旭川市で行われたものだけしか残っていないため、これを対象とした。
- (10) 商品陳列所作成「会場借入ニ関スル件」(埼玉県行政文書 A 一一六〇「第十四回埼玉県物産紹介陳列会書類(旭川)」所収)。
- (11) 八月八日付「新聞記事切り抜き 北海タイムス」(同右)。
- (12) 八月一日付「新聞記事切り抜き 北部毎日新聞」(同右)。
- (13) 八月四日付「新聞記事切り抜き 北海タイムス」(同右)。
- (14) 八月五日付「新聞記事切り抜き 小樽新聞」(同右)。
- (15) 昭和三年(一九二八)六月二十九日提出、商品陳列所作成「見本市旅商団推薦方ニ関スル件」(埼玉県行政文書 A 一一六二「北海道巡回見本市(夏期)」所収)。
- (16) 「埼玉県物産巡回見本市規程」(同右)によると、「取引高尙千円ヲ責任額」として「取引高ノ一步」(旅商団に加わらない場合は「二歩」を「歩合金」として納めることが定められている。この「歩合金」がどの程度の収入を商品陳列所へもたらしたのかその詳細はわからないため、今後の課題としたい。
- (17) 昭和四年九月一日に埼玉県公私経済緊縮委員会則が告示され、結成される。知事を会長に、五十一人の委員と六人の幹事から成る。結成時の知事は細川長平。同月十一日に第一回委員会を開催し、「公私経済緊縮運動要綱」を決定、公私経済緊縮運動を始める。
- (18) 埼玉県行政文書 A 一一〇九「国産品輸入品対比展覧会綴」所収。
- (19) 月別報告書では三万五千人となっている。
- (20) 埼玉県行政文書 A 一一八五「往復書類綴」所収。以下三節内の引用史料これと同じである。
- (21) 無事出品された電気スタンドだが、その評価に関しては記されていないため、どのような反応を受けたのかは不明である。
- (22) 川口鑄物工芸会を結成した後、商品陳列所は行田の足袋業者の宣伝方法を基に鑄物業者へ宣伝方法の指導を行っている。
- (23) 昭和七年十月六日 商工課作成「北足立郡浦和町商品陳列所廃止並ニ物産紹介所設置届」(埼玉県行政文書 昭二五八八「商工務部 雑款」件名番号二〇)。
- (24) 明治十九年(一八八六)六月二十三日、山口県生まれ。東京帝国大学法科大学を卒業後、岐阜県警察部長、福岡県内務部長、北海道拓殖部長、富山県知事を歴任。その後、第二十七代埼玉県知事に就任。緊縮財政の実現と失業対策に腐心した。